

令和 7 年度から適用される個人市民税・県民税の主な税制改正について

1. 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の拡充

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の改正

子育て世帯への支援強化の必要性や、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、次の①②のいずれかに該当する者が、認定住宅等を新築等した場合で、令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を下表のとおり引き上げすることとされました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。条件に該当しない場合の借入限度額は改正前の限度額で算定されます。

令和 6 年 12 月 31 日時点で、

① 19 歳未満の扶養親族を有する方

もしくは

② 本人が 40 歳未満でありかつ配偶者を有する方、または本人が 40 歳以上でありかつ 40 歳未満の配偶者を有する方

に該当する方が、

認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額

住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円

新築住宅の床面積要件を緩和する措置

新築住宅の床面積要件を 40 平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額 1,000 万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限が令和 6 年 12 月 31 日(改正前:令和 5 年 12 月 31 日)まで延長されます。

2. 同一生計配偶者の定額減税の実施

合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である、納税義務者本人の同一生計配偶者(国内居住者のみ、合計所得金額が 48 万円以下の配偶者)について、令和 7 年度に限り、納税義務者本人の個人住民税の所得割から 1 万円が減税されます。